

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
	令和元年度 (平成31年度)
	令和4年度
	令和7年度 (R.1 変更)

## 阿賀町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署 阿賀町役場 農林課  
所在地 新潟県阿賀町津川580番地  
電話番号 0254-92-5764  
FAX番号 0254-92-5479  
メールアドレス [nourin@town.aga.lg.jp](mailto:nourin@town.aga.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	新潟県東蒲原郡阿賀町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
ニホンザル	稲	840 千円・ 0.52 ha
	果樹	0 千円・ 0.00 ha
	野菜（トマト・キュウリほか）	0 千円・ 0.00 ha
	いも類	0 千円・ 0.00 ha
イノシシ	稲	5,902 千円・ 3.48 ha
ツキノワグマ	果樹	0 千円・ 0.00 ha
ニホンジカ	—	0 千円・ 0.00 ha
合計		6,742 千円・ 4.00 ha

(2) 被害の傾向

<p>&lt;ニホンザル&gt;</p> <p>当町では平成10年頃から野菜の食害が増加、その後、水稻にも被害が拡大し耕作者から被害の報告が寄せられている。対応策として阿賀町鳥獣被害対策実施隊による箱わな、銃器による捕獲や駆除活動を実施しているほか、住民が被害防止のために整備する電気柵やサルネット、追い払い活動に使用する追い払い花火、エアガンなどについて、阿賀町農作物有害鳥獣被害対策補助金による助成を実施するなど農作物被害の防止に努めてきた。</p> <p>また、GPSを利用した位置情報システムにより現在32群の加害群が確認されており、住民による追い払い活動の一助としていただくべくこれら位置情報の提供を実施してきた。</p> <p>しかし、加害群が多く著しい効果をあげることは難しいのが現状であるとともに、住宅地近辺へ出没する個体も目立ってきている。</p> <p>&lt;イノシシ&gt;</p> <p>平成27年度に町内で生息が確認されている。暖冬少雪の影響から令和2年度に目撃情報や被害が大幅に増加し、水田への侵入による水稻の倒伏、農道や畦畔等の掘り起し等の被害が多数発生している。生息域の拡大や生息数の増加による被害の拡大が今後も懸念される。</p> <p>&lt;ツキノワグマ&gt;</p> <p>町内のほぼ全域で出没が確認されており、果樹等の食害及び用材林の皮むき被害等が発生している。堅果類が豊作であった年は目撃・被害ともに減少するが、不作となった場合は人家周辺等へも異常出没し、近年では令和元年度及び令和2年度に人的被害が発生している。</p> <p>&lt;ニホンジカ&gt;</p> <p>町内の里山等において目撃が相次いでおり、被害額換算できる規模ではないが植林苗や山菜の食害が発生している。現在のところ目立った農作物被害は確認されていないが、今後、生息数が増加した場合に被害の発生が懸念される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
ニホンザル	840 千円・ 0.52 ha	756 千円・ 0.46 ha
イノシシ	5,902 千円・ 3.48 ha	5,311 千円・ 3.13 ha
ツキノワグマ	0 千円・ 0 ha	0 千円・ 0.00 ha
ニホンジカ	0 千円・ 0 ha	0 千円・ 0.00 ha
合計	6,742 千円・ 4.00 ha	6,067 千円・ 3.59 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町鳥獣被害対策実施隊員による見回り、銃器・わなによる捕獲</li> <li>・農家による追い払い</li> <li>・町集落支援員（有資格者）によるオリを使用した捕獲及びGPS位置情報システム及びテレメトリーを利用した群の把握と管理</li> <li>・狩猟免許取得に係る費用助成</li> <li>・くくり罠設置講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化に伴う新たな隊員の確保及び育成</li> <li>・わなによる捕獲技術の向上</li> <li>・サル群の生息域及び行動範囲の正確な把握</li> <li>・わな捕獲によるスレ個体の発生</li> </ul>
電気柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀町農作物有害鳥獣被害対策補助金を活用した電気柵、サルネットの購入・設置による耕作地周辺への侵入防止柵の設置</li> <li>・追い払い用煙火、エアージェットの購入・使用による耕作地周辺等からの追い払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者ごとの整備から、ほ場や行政区単位など広域的な面的整備への転換</li> <li>・被害の増加による耕作放棄地の拡大防止</li> <li>・住民主体の被害対策活動実施地区の拡大</li> <li>・高齢化に伴う電気柵の機能維持低下（小まめな除草等）</li> <li>・電気柵未整備地域への被害拡大</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀町農作物有害鳥獣被害対策補助金を活用した不要果樹の伐採</li> <li>・阿賀町有害鳥獣対策連絡協議会による緩衝帯整備の実施</li> <li>・有害鳥獣対策学習会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不在地主および高齢化による未整備森林や不要果樹の放置・増加</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p>&lt;ニホンザル&gt;</p> <p>「第三期新潟県ニホンザル管理計画」に基づき、「農作物被害の低減を図ること」及び「個体数の適正な管理を図ること」をニホンザルによる被害防止対策の基本方針とする。</p> <p>主な取り組みとして、町鳥獣被害対策実施隊員による銃器を使用した捕獲及び追い払い活動を引き続き継続しながら、住宅地に出没する群れについてはICT檻、大型檻を活用し全頭捕獲を目標に実施し、群数の減少を図る。</p> <p>被害防除対策（防護柵の設置、誘因物の除去、追い払い等地域ぐるみの対策）の実施は地域住民が主体となり、町からの補助金を活用しながら実施してもらう。また、効率的な追い払い活動に繋げるため、GPSによる位置情報システムをスマートフォン等で提供し、加害群に対し「自ら耕作地は自らで守る」という攻めの活動を展開してもらう。</p> <p>また、野生生物を誘引しにくい環境づくりを推進するため、集落環境診断等を通じた啓発活動を実施するほか、緩衝帯の整備や不要果樹の伐採を実施するなどの生息環境整備に努めるとともに、電気柵等の構築など攻守が一体となったニホンザルへの被害防止対策を推進する。</p> <p>以上のことを踏まえ、正しい知識の普及啓発から自己防衛意識の高揚へと繋がるよう、関係機関と住民が一体となった対策の推進を図る。</p> <p>&lt;イノシシ&gt;</p> <p>「第三期新潟県イノシシ管理計画」に基づき、「個体数の適正な管理を図ること」及び「農林業被害の軽減を図ること」、「人身被害の未然防止」をイノシシによる被害防止対策の基本方針とする。</p> <p>イノシシにあつては、令和に入って特に稲への被害が大きくなっていることから、相当数の個体が町内に生息し、急速に個体数が増加していると考えられる。農作物以外では、畦畔等の農業施設も大きな被害を受けている。</p> <p>これらの被害に対する主な取り組みとしては、電気柵の設置等、被害防除を推進するとともに町鳥獣被害対策実施隊員の銃器及びわなを用いた捕獲圧を強化し、生息密度を減少させながら、里に出没する加害個体の捕獲を実施する。</p> <p>&lt;ツキノワグマ&gt;</p> <p>町鳥獣被害対策実施隊員による捕獲・駆除活動は効果をあげているが、堅果類の不作等により人家近く、市街地での目撃情報が増えている。人家、耕作地へ寄せ付けない為に、放任果樹の伐採やヤブ刈りを積極的に進めるとともに、捕獲体制の充実を図るため銃猟免許取得に関する費用等について助成し町鳥獣被害対策実施隊員の確保に努める。また、人的被害を未然に防止するため目撃情報については、随時、町の告知端末で町民に周知するとともに、警察をはじめとした関係機関と情報共有を図る。</p> <p>&lt;ニホンジカ&gt;</p> <p>町鳥獣被害対策実施隊員等からの情報収集に努めるとともに、生息数の増加及び定着防止のため、捕獲・駆除を適宜進める。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>新潟市西蒲区福井に新たに整備されたライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用の確保及び技術の向上を推進する。</p>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

(一社)新潟県猟友会 東蒲原支部会員の中から町鳥獣被害対策実施隊を任命する。  
 町鳥獣被害対策実施隊による巡回・合同パトロール及び地域住民から目撃、被害等の情報があつた場合並びに行政区から要望があつた場合に出動し、銃器・箱わな・くくり罠による捕獲を行う。  
 ニホンザルについて銃器を用いた捕獲ができない場所やGPSシステムを用いた予測捕獲については箱わな捕獲を行う。  
 イノシシ及びニホンジカについてはくくりわなによる捕獲を、ツキノワグマについては箱わなによる捕獲を銃器捕獲と併せて行う。  
 対象獣種の安全且つ効率的な捕獲にライフル銃は有効であることから、必要に応じてライフル銃を使用する。  
 地域住民が参加する見回りなど、地域ぐるみの捕獲に向けた体制構築を検討する。  
 狩猟免許等取得費用助成に関する周知。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊による銃器、わなによる捕獲</li> <li>・銃猟免許、わな免許取得に係る経費補助による担い手確保</li> <li>・捕獲技術向上のためのための研修等実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊による銃器、わなによる捕獲</li> <li>・銃猟免許、わな免許取得に係る経費補助による担い手確保</li> <li>・捕獲技術向上のためのための研修等実施</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・阿賀町鳥獣被害対策実施隊による銃器、わなによる捕獲</li> <li>・銃猟免許、わな免許取得に係る経費補助による担い手確保</li> <li>・捕獲技術向上のためのための研修等実施</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>阿賀町における捕獲計画については、新潟県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら農作物の被害状況、生息数、耕作地域や居住地域での出没状況、捕獲実績の傾向等の状況から必要な個体数の捕獲を実施する。</p> <p>&lt;ニホンザル&gt;                      捕獲実績 令和4年度 208頭 令和5年度 374頭 令和6年度 240頭                      「第三期新潟県ニホンザル管理計画」及び阿賀町集落支援員による生息数や群の調査結果並びに識見者の意見を踏まえ、毎年400頭程度を目標に捕獲する。</p> <p>&lt;イノシシ&gt;                      捕獲実績 令和4年度 75頭 令和5年度 92頭 令和6年度 145頭                      令和2年度から急速に生息域と共に被害が拡大している。「第三期新潟県イノシシ管理計画」を踏まえながら、高い捕獲圧をかけ加害個体の通年捕獲を実施する。</p> <p>&lt;ツキノワグマ&gt;                      ツキノワグマについては、「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」に基づき被害状況等を考慮し、必要な捕獲を実施する。</p> <p>&lt;ニホンジカ&gt;                      ニホンジカについては、「第二期新潟県ニホンジカ管理計画」に基づき被害状況等を考慮し、必要な捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	400頭程度	400頭程度	400頭程度
イノシシ	250頭程度	250頭程度	250頭程度
ツキノワグマ	出没、被害状況に応じた数	出没、被害状況に応じた数	出没、被害状況に応じた数
ニホンジカ	出没、被害状況に応じた数	出没、被害状況に応じた数	出没、被害状況に応じた数

捕獲等の取組内容
<p>農作物に被害を与えるニホンザル、イノシシについては、町鳥獣被害対策実施隊により銃器及びびわなによる捕獲を町内全域で通年実施する。</p> <p>ツキノワグマについては、農作物に被害を与える又は人身被害の発生が懸念される場合、銃器及びびわなによる捕獲を実施するほか、予察駆除により生息域調整を図る。</p> <p>ニホンジカについては、銃器及びびわなによる捕獲を町内全域で通年実施し生息域の拡大防止を図る。</p> <p>スレ個体発生防止に向け、初心者向けの捕獲技術研修会を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p><b>【必要性】</b> 対象獣種の捕獲において、安全且つ効率的な捕獲によって被害を減少させるために射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p> <p>また、罠を用いた捕獲において、捕獲個体の大きさや地形状況から、止め刺しの際に接近して散弾銃を使用することに危険性が伴う場合はライフル銃を使用する。</p> <p><b>【取組内容】</b> 町鳥獣被害対策実施隊のライフル銃使用に関する制限については、特別定めていない。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援
イノシシ	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援
ツキノワグマ	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援
ニホンジカ	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援	必要性・要望により、侵入防止柵の設置検討または導入支援

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。
イノシシ	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。
ツキノワグマ	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。
ニホンジカ	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。	電気柵で発現している効果を地域住民へ啓発するなど、電気柵導入を推進。 住民による定期的な巡回や電気柵機能診断の実施による電気柵の被害防止効果の維持およびそれに要する基本的な知識の周知。 銃器やわなによる捕獲を強化し電気柵未整備地域への出没抑制と被害防止を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

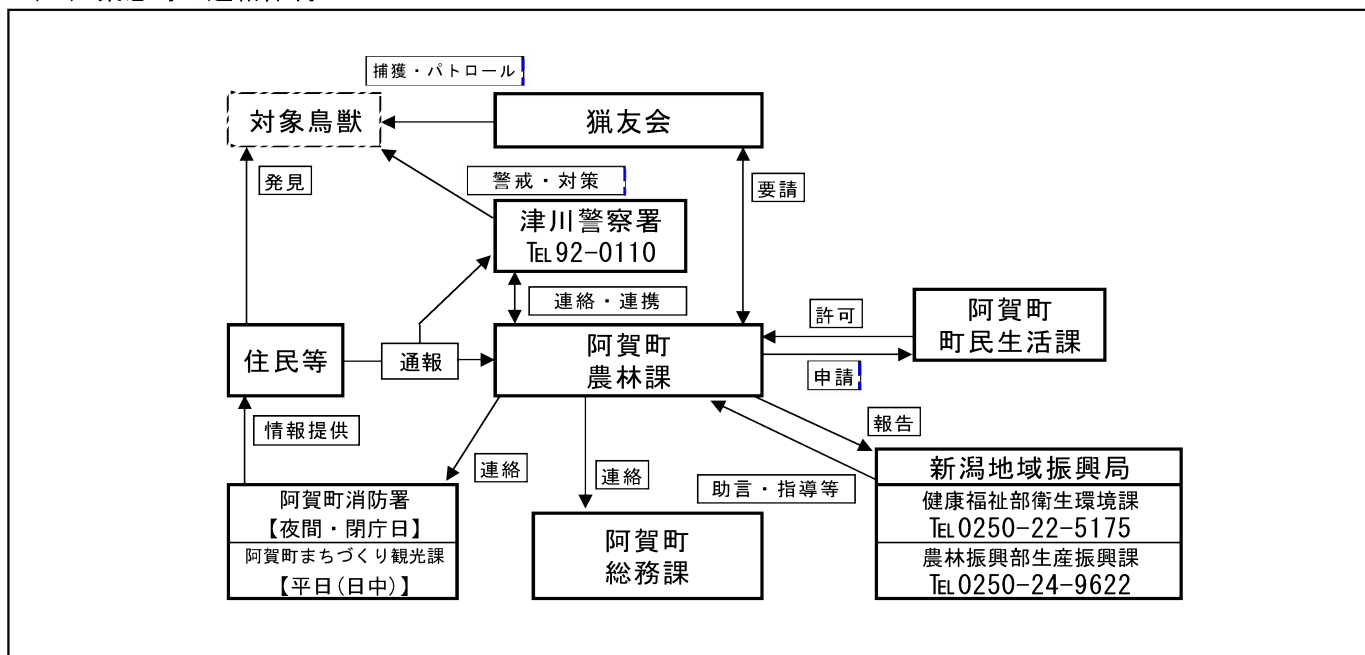
年度	対象鳥獣	取組内容
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・町鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなによる捕獲</li> <li>・電気柵やサルネット等侵入防止柵の導入支援</li> <li>・集落環境診断や学習会等の啓発・情報提供</li> <li>・サル被害の少ない作物の栽培奨励</li> <li>・GPSによるサル位置情報システムの運用</li> <li>・緩衝帯整備、不要果樹伐採</li> <li>・集落環境診断による誘引物の把握や地域住民への意識啓発</li> <li>・補助事業を活用した野生鳥獣の移動経路の藪刈りや緩衝帯整備の検討</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・町鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなによる捕獲</li> <li>・電気柵やサルネット等侵入防止柵の導入支援</li> <li>・集落環境診断や学習会等の啓発・情報提供</li> <li>・サル被害の少ない作物の栽培奨励</li> <li>・GPSによるサル位置情報システムの運用</li> <li>・緩衝帯整備、不要果樹伐採</li> <li>・集落環境診断による誘引物の把握や地域住民への意識啓発</li> <li>・補助事業を活用した野生鳥獣の移動経路の藪刈りや緩衝帯整備の検討</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンザル</li> <li>・イノシシ</li> <li>・ツキノワグマ</li> <li>・ニホンジカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町鳥獣被害対策実施隊によるパトロール、追い払い</li> <li>・町鳥獣被害対策実施隊による銃器及びわなによる捕獲</li> <li>・電気柵やサルネット等侵入防止柵の導入支援</li> <li>・集落環境診断や学習会等の啓発・情報提供</li> <li>・サル被害の少ない作物の栽培奨励</li> <li>・GPSによるサル位置情報システムの運用</li> <li>・緩衝帯整備、不要果樹伐採</li> <li>・集落環境診断による誘引物の把握や地域住民への意識啓発</li> <li>・補助事業を活用した野生鳥獣の移動経路の藪刈りや緩衝帯整備の検討</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は、生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
阿賀町	<p>農林課のほか関係各課等で、現場に到着した職員は警察等と協力し周辺住民の安全を確保しながら猟友会東蒲原支部とともに対象鳥獣の捕獲等を実施するものとする。</p> <p>このほか、庁内関係課等は告知端末や広報車等で周辺住民はじめ、所管施設の利用者に対し注意喚起を行い住民の安全確保を図る。</p>
津川警察署	<p>阿賀町及び猟友会東蒲原支部に情報提供するとともに、現場の安全確保、巡回等を行う。</p> <p>対象鳥獣の捕獲等のための住宅地等における銃器の使用に関しては阿賀町と協議を行う。</p>
(一社)新潟県猟友会 東蒲原支部 (阿賀町鳥獣被害対策実施隊)	<p>阿賀町からの出動要請により現場へ出動し、捕獲許可に基づき捕獲等を行う。</p> <p>住宅地等における銃器の使用については町と警察が協議した後とする。</p>
新潟地域振興局 健康福祉部衛生環境課	被害防止対策等の情報提供・助言指導
新潟地域振興局 農林振興部生産振興課	狩猟・捕獲の情報提供・助言指導

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲によって捕獲した獣類は、生態系に影響を与えない埋設による適切な処理方法を執るよう指導する。
- ・ニホンザルへのGPS首輪発信器等の装着を目的とした捕獲の場合は、箱わなを用いるとともに装着後に放獣するよう指導する。
- ・捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」に準じて、できる限り苦痛を与えない方法で行うよう指導する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・ニホンジカのいずれについても、現状では生息数が不明であり、捕獲頭数も少ないことから、食品としての利用促進は困難である。 今後生息数の増加に伴い、捕獲頭数が増加した場合は利活用について検討する。 また、処理加工施設については必要に応じ、近隣自治体との連携も含め検討する。
ペットフード	イノシシ・ニホンジカのいずれについても、現状では生息数が不明であり、捕獲頭数も少ないことから、ペットフードとしての利用促進は困難である。 今後生息数の増加に伴い、捕獲頭数が増加した場合は利活用について検討する。 また、処理加工施設については必要に応じ、近隣自治体との連携も含め検討する。
皮革	イノシシ・ニホンジカのいずれについても、現状では生息数が不明であり、捕獲頭数も少ないことから、皮革製品としての利用促進は困難である。 今後生息数の増加に伴い、捕獲頭数が増加した場合は利活用について検討する。 また、処理加工施設については必要に応じ、近隣自治体との連携も含め検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	イノシシ・ニホンジカのいずれについても、現状では生息数が不明であり、捕獲頭数も少ないことから、製品や屠体給餌用飼料等としての利用促進は困難である。 今後生息数の増加に伴い、捕獲頭数が増加した場合は利活用について検討する。 また、処理加工施設については必要に応じ、近隣自治体との連携も含め検討する。 学術研究については、提供依頼があった場合に検討する。

### (2) 処理加工施設の取組

イノシシ・ニホンジカのいずれについても、現状では生息数が不明であり、捕獲頭数も少ないことから、採算性のある処理計画を作成したうえで処理加工施設を設置・運営・維持管理することは困難である。  
なお、近隣自治体や事業者から提案があった場合は検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

前述のとおり町が処理加工施設の設置・運営・維持管理を行うことは困難であることから、近隣自治体や事業者から提案があった際に検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿賀町有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
阿賀町	事務局を担当、被害等の情報収集・伝達、協議会活動に関する連絡・調整
阿賀町農業委員会	実施事業に関する支援等
阿賀町消防署	実施事業に関する支援等
新潟かがやき農業協同組合	農作物被害の把握、情報発信
新潟県農業共済組合	被害情報の収集、被害防止対策の指導
(一社)新潟県猟友会 東蒲原支部 (阿賀町鳥獣被害対策実施隊)	捕獲の実施、被害防除対策の指導・支援等
行政区・農家組合	出没・被害情報の報告、集落環境の整備等
新潟県鳥獣保護管理員	生息状況等の分析、被害防止対策の指導等
津川警察署	人身事故防止と安全確保、情報提供・助言指導等
その他関係する機関	被害防止対策等の情報提供・助言指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟地域振興局農林振興部	被害防止対策等の情報提供・助言指導
新潟地域振興局健康福祉部	狩猟・捕獲の情報提供・助言指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年10月に設置し、平成28年度から追い払い、捕獲活動、テレメトリー調査およびGPS位置情報による生息域の把握を行い農作物及び人身被害の防止に努めている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家・地域住民には、被害防止対策や農地・住宅周辺の環境整備に主体的に取り組むよう啓発を行う。  
また、農作物の被害、有害鳥獣の出没状況、被害防止対策の効果等の情報提供について協力を求める。  
捕獲については町鳥獣被害対策実施隊に依頼を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策研究機関に関する技術開発への協力をを行う。